

政策的随意契約による物品の調達（役務の提供）について（契約前公告）

「広報さばえてい送業務」業務委託について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（第 167 条の 2 第 1 項第 1 号および）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を行うので、鯖江市財務規則（昭和 39 年規則第 4 号）第 116 条の 2 第 2 項第 2 号の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 26 日

鯖江市長 佐々木 勝久



記

1 契約の内容

- (1) 契約名称 広報さばえてい送業務委託
- (2) 業務内容 仕様書のとおり、市内コンビニエンスストアに
広報さばえを配達する
- (3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日 ～令和 9 年 3 月 31 日の区長てい送日
- (4) 契約締結予定日 令和 8 年 4 月 10 日
- (5) 担当部署および履行箇所
鯖江市政策経営部秘書広聴課（鯖江市西山町 13-1）
電話 0778-53-2203

2 契約の相手方の選定基準

- 鯖江市内に所在すること
- 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 37 条第 1 項に規定するシルバー人材センターであること

3 契約の相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が 1 施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。
- (3) 当該見積書の採用決定の効果は、令和 8 年度予算発行時において生じる。

4 契約の申込み（見積書の提出）の方法

- (1) 提出期限 令和 8 年 4 月 8 日（水）正午
- (2) 提出先 住 所：鯖江市西山町 13-1
所 属：政策経営部秘書広聴課
連絡先：0778-53-2203
- (3) 採用決定に当たっては、見積書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（加算後の金額に、1 円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定金額とするので、契約申込者は、消費税および地方消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。